

特 集

学校保健安全法

改正された学校保健安全法の概要と留意点

浜松大学

健康プロデュース学部

教授 戸田 芳雄

1. はじめに

平成20年6月18日、「学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）」が公布され、平成21年4月1日から施行された。今回の改正は、近年のメンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生、さらには、学校における食育の推進の観点から「生きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずることとしている。

改正された（平成21年4月1日施行）の学校保健安全法では、法律の題名を改め、学校安全に関する新たな章を起こすなど約半世紀ぶりの大幅な改正となっている。本稿では安全に関する内容を中心に、その概要と留意点について述べる。

2. 法律の目的等全体にかかわる改善点

- (1) 法律の題名を「学校保健安全法」に改め、本法の目的を、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することとしている。
- (2) 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするなどの責務を明確にし、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとしている。また、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとし、地方公共団体は、国が講ずる措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

3. 学校安全にかかわる改善点

- (1) 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校において、事故、加害行為、災害等（以下「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（以下「危険等発生時」という。）に

において適切に対処することができるよう、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める責務があるとしている。

- (2) 学校においては、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導等について総合的な学校安全計画を策定し、これを実施しなければならない。
- (3) 校長は、学校の施設又は設備などの環境について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出る。
- (4) 学校においては、危険等発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（危険等発生時対処要領）を作成することとし、校長は、対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずる。

また、学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒及び保護者や教職員などの心身の健康を回復させるため、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などの必要な支援を行う。

- (5) 学校においては、児童生徒等の保護者、警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体、地域住民等との連携を図るよう努める。

4. 学校安全に関する留意事項

- (1) 「学校において」の範囲は、校舎、運動場など当該学校の敷地内のほか、当該学校の敷地外であって、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所（農場など実習施設等）を想定している。通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うとともに、警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携など適切な対応に努める。
- (2) 「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定しているが、いじめや暴力行為など児童生徒同士による傷害行為も含まれるものと考えられる。
- (3) 「災害」については、地震、風水害、火災といったすべての学校において対応が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについても、各学校の所在する地域の実情に応じて適切な対応に努める。「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生などが想定されうる。
- (4) 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、防犯カメラやイン

ターホンの導入など安全管理面からの物的条件の整備、警備員やスクールガード・リーダーの配置など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられる。

- (5) 学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものである。
- (6) 学校においては、生活安全（防犯を含む。）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策を講ずることが求められており、改正法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、学校の施設設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項として位置付けている。
- (7) 学校の施設設備の安全点検については、校舎等からの落下事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置を講ずることが求められる。

なお、学校の施設設備の安全管理を行うに当たっては、児童生徒等の多様な行動に対応したものとなるよう留意する。

- (8) 児童生徒等に対する安全指導については、児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要である。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努める。
- (9) 教職員の研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努める。
- (10) 危険等発生時対処要領の作成等について

危険等発生時対処要領は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであり、内容としては、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じたものとし、作成後は、毎年度適切な見直しを行うことが必要である。

5. 学校安全の目標・内容

(1) 安全教育の目標と内容

学校安全は、学校における安全教育と安全管理を指し、それらの活動を組織的に行うことで、環境を安全にし、学校・子どもの安全を確保することによって、学校教育の円滑な

実施とその成果の確保に資するという重要な役割を担っている。その目標・内容について確認し、学校保健安全法の理解を一層深いものにし、各学校等の取組を充実したい。

① 目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養う。

ア 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

イ 日常生活に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

② 内容

ア 犯罪被害の防止（防犯）を含む生活安全に関する内容

イ 交通安全に関する内容

ウ 災害安全（防災）に関する内容

(2) 安全管理

学校における安全管理は、危機管理の視点から、事件・事故の要因となる学校環境や子どもの学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、事件・事故や災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、家庭や地域の関係機関等と連携し安全確保を図るようにする活動である。

具体的には、以下のような内容が考えられる。

① 学校環境の安全管理

ア 安全点検と事後措置（改善措置等）

- ・（定期的に）每学期1回以上
- ・（臨時に）必要のあるとき
- ・（日常的に）毎日

イ 点検や安全管理の対象となる場所等

- ・校舎内の教室、廊下、階段、便所、水飲み場、屋上、給食室、特別室、体育館等の施設や付属施設・用具、校舎の外壁、ガラス等
- ・校舎外の運動場、園庭、遊具、体育等の固定施設や移動施設・用具、プール等

② 交通安全の確保に関する管理

- ・通学路の指定、安全点検、通学行動の実態把握・指導等

③ 災害発生に備えた安全管理

・防災に関する施設・設備、避難経路、救急体制の整備

④ 犯罪被害（防犯）の防止に関する安全管理

・危機管理マニュアルの作成、登下校の安全確保体制の整備、監視体制の整備、危機の整備等

(3) 組織活動

① 学校内の安全確保及び緊急時の連絡網や対応体制の整備

② 家庭や地域の関係機関等との連携体制の整備

6. 教職員の役割

法的には、学校安全に関する各教職員の役割は、具体的には示されていない。したがって、学校教育法等に示されている各教員の職務や学校の実情に配慮しながら、校長等管理職がリーダーシップを発揮して、安全担当者を任命するなど校内体制を整備し、校務分掌で安全に関する教職員の役割を明確にし、全教職員が連携協力して組織的に学校や子どもの安全教育や安全管理に取り組むようにする必要がある。

その際、留意すべきこととして、次のような事柄が考えられる。前述の内容と一部重複するものもあるが、教職員の役割とのかかわりからその主なものについて述べる。

(1) 校内の体制の充実と学校安全活動の計画的な実施

子どもの身のまわりの事件・事故や自然災害はあらゆる場面において発生しうることから、学校事務職員、学校現業職員を含むすべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、校長等管理職のリーダーシップの下、安全担当者を中心に学校安全に関して総合的な計画（学校安全計画）を作成し、校内の体制を整備して、教職員の共通認識の下で安全教育、安全管理に関する組織的な取組を進めていくことが重要である。

(2) 学校における体制の整備と研修の実施

① 学校安全に関する校内体制として、多くの学校において保健安全委員会（部）、学校安全委員会（部）、生徒指導部など安全に関する組織が校務分掌上位置付けられているが、生活安全・防犯、交通安全、災害安全（防災）など安全に関する取組が複数の分掌において、分散して行われている例が見られる。このような場合、総合的な学校安全計画の原案の作成や日常的な安全管理活動の有効かつ機能的な実施など危機管理を円滑に進めるために、中核となる職員を明確にしておく必要がある。具体的な取組はそれぞれの担当が行うが、各種計画の策定、学校内の学校安全活動の企画・調整について、関係教職員の連携の核となる教職員（例えば、学校安全主事・主任等）を校務分掌の中で明らかにし、学校安全を総合的に推進するような体制の整備を図ることが必要である。

② 校内での全教職員に対する危機管理や応急手当などの研修の実施、設置者等での学校の安全対応に関して中核となる教職員に対する学校安全に関するマネジメントに関する研修などの実施が必要である。

(3) 家庭、ボランティア、関係機関等地域との連携の強化

- ① 学校外はもとより、学校内も含めて子どもの安全を確保するためには、学校、家庭及び自治会、商店街組織、大学生など多様な層からなる地域のボランティアが協力して子どもを守るための活動を行うとともに、防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全などに関して専門的知識を有し、主体的な活動を行っている関係機関や団体と連携して、安全のためのより効果的な取組を進める。
- ② 通学路の安全を含め子どもの安全を確保するための交通安全指導員による地域での交通指導や「子ども110番の家」、防犯のためのボランティア等と連携した登下校中や地域での子どもの見守り活動の継続的な活動を実施する。
- ③ 登下校時間に関する情報や緊急時における不審者情報など様々な情報を共有することが重要であり、学校だよりや緊急電話連絡網、電子メールなどを活用した情報ネットワークなどによって、安全に関する情報を伝達する取組を進める。そのためには、家庭や参加者の同意を得て緊急連絡に関する電話連絡網を作成し、個人情報の保護に努めながら、子どもの安全確保等に活用できるようにする。

7. おわりに

今回の改正内容については、変化し続ける社会の情勢や子どもたちの健康・安全の状況の中で、これまで特に法に規定がなく、その時々的情勢や事件・事故の発生を受け、いわゆる行政的な指導として通知や参考資料等で取組を求めてきたものを、法に規定したものが多い。今後は、改正された法の趣旨を理解し、設置者と学校が、家庭や地域の協力を得て、未然に事件・事故を防止し、子どもや学校の安全を守るため一丸となって積極的な取組を進める必要があることを示したのもでもあると言える。

特集に掲載された具体的な事例などを参考にしながら、各学校での安全体制が整備され、各学校において具体的かつ有効な実践が行われることを期待したい。

なお、保健及び学校給食の改善内容については、紙幅の関係等で割愛したので、各自で確認されたい。